

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地区内の行為の許可基準) 第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとし、(ア)～(カ) [略] (キ) <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法 <u>第40条第1項若しくは第2項</u> の規定により漁港施設とみなされた施設 (ク)～(メ) [略] エ・オ [略] (2)～(14) [略] (特別地区内における許可等を要しない行為等) 第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ [略] <u>エ 漁港漁場整備法</u> 第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法 <u>第40条第1項若しくは第2項</u> の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは <u>第2項</u> の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第	(特別地区内の行為の許可基準) 第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとし、(ア)～(カ) [略] (キ) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法 <u>第66条第1項若しくは第3項</u> の規定により漁港施設とみなされた施設 (ク)～(メ) [略] エ・オ [略] (2)～(14) [略] (特別地区内における許可等を要しない行為等) 第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ [略] <u>エ 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）</u> <u>第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</u> <u>オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法 <u>第66条第1項若しくは第3項</u> の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは <u>第3項</u> の規定により漁港施設とみなされた

15条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第19条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

オ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

ヨ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ゾ [略]

タ [略]

チ [略]

ヅ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

施設であって条例第15条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第19条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

ヨ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ゾ [略]

タ [略]

チ [略]

ヅ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

ヒ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

フ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

ヘ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による同法第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(4) [略]

(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

(2)～(4) [略]

(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア～オ [略]

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) [略]

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

(8)・(9) [略]

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア～カ [略]

キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ [略]

(11)～(13) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

ア～オ [略]

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものも含む。以下この条において同じ。)を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) [略]

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

(8)・(9) [略]

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア～カ [略]

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ [略]

(11)～(13) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

<p>掲げるものとする。</p> <p>(1) 第20条第1号、第5号イからカまで又は第12号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア～エ [略]</p> <p>(4) [略] (普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第27条 条例第17条第6項第5号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア 第20条第1号に掲げるもの（同号<u>二</u>、<u>三</u>及び<u>四</u>に掲げるものを除く。） イ～オ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>掲げるものとする。</p> <p>(1) 第20条第1号、第5号イからクまで又は第12号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア～エ [略] <u>オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> <u>第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為</u> <u>（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）</u> <u>カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為</u></p> <p>(4) [略] (普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第27条 条例第17条第6項第5号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア 第20条第1号に掲げるもの（同号<u>上</u>、<u>又</u>及び<u>ノ</u>に掲げるものを除く。） イ～オ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。